

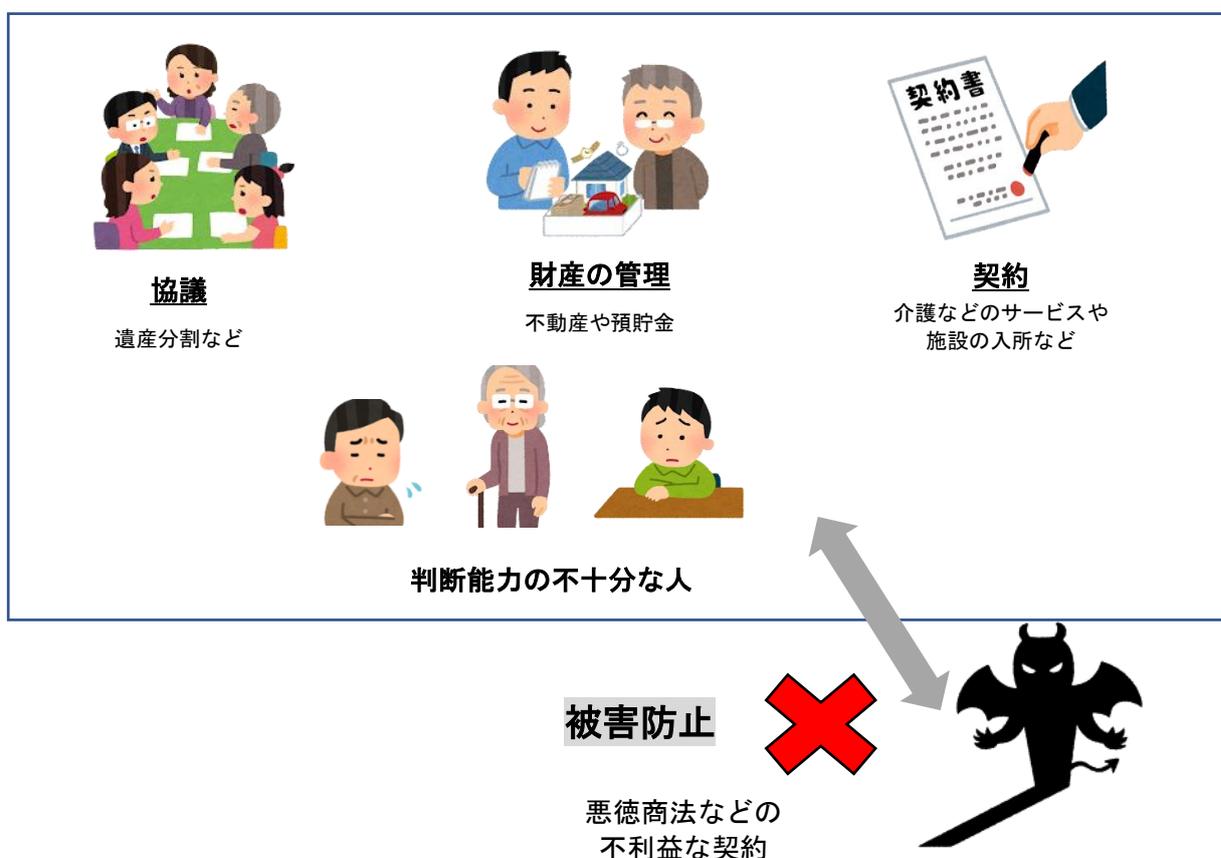
【資料編】

1. 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金等の管理、遺産分割協議等の相続手続き等）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認等）等の法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、ご本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、地域全体で明るい未来を築いていくことを目的としています。

【保護・支援】



成年後見制度は大きく分けて法定後見制度と任意後見制度の、2つの種類があります。

(1) 法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と

認める人を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3種類があります。

▶法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

(2) 任意後見制度

任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人【任意後見人】に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者です。

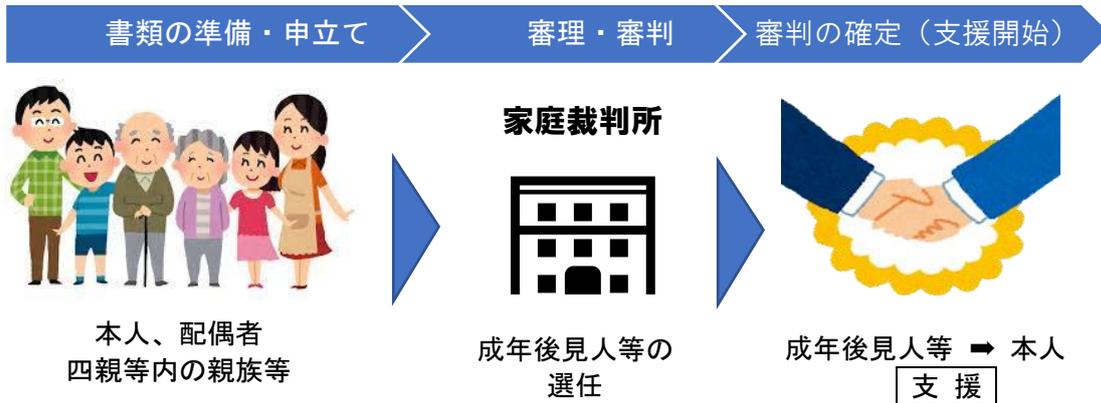
2. 成年後見制度は、どのような場合に支援を受けられるの？

成年後見人等は、福祉サービスの利用や入所・入院の契約、不動産や預貯金などの財産管理の代理・補助により本人の権利と暮らしを守ります。

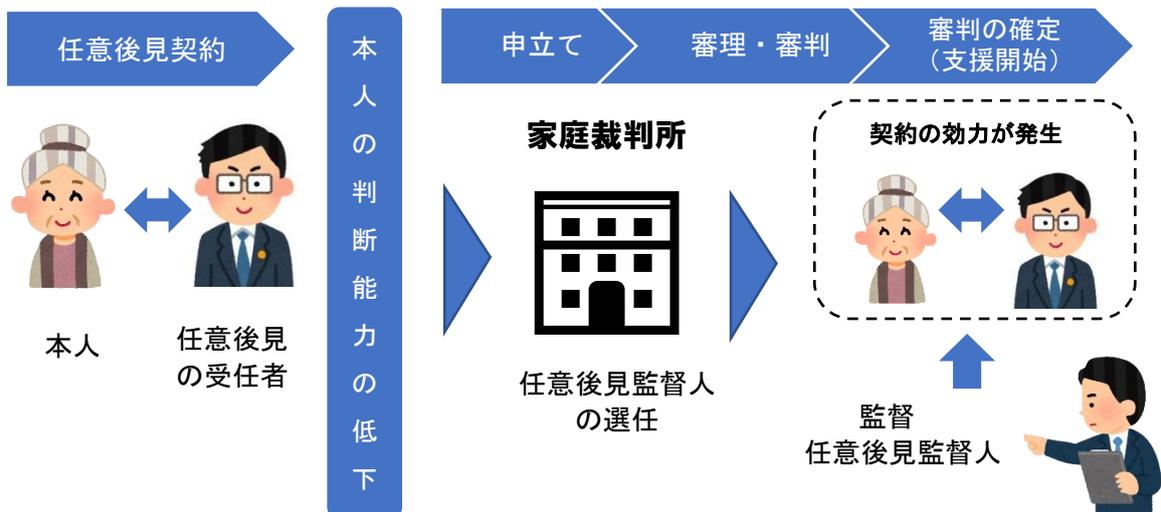
- ・頼れる親族がおらず物忘れも増えてきた。今後の財産管理が心配。
- ・悪質業者から連絡がありだまされそうになった。今後もだまされないか心配。
- ・成年後見人が相談にのってくれて、サポートを受けながら今までどおり地域生活を続けることができた。
- ・書類手続きや契約など一人では難しかったことを成年後見人がちゃんとやってくれるから安心。・・・など、様々な場面で成年後見制度が活用されています。

3. 手続きの流れ

(1) 法定後見制度



(2) 任意後見制度



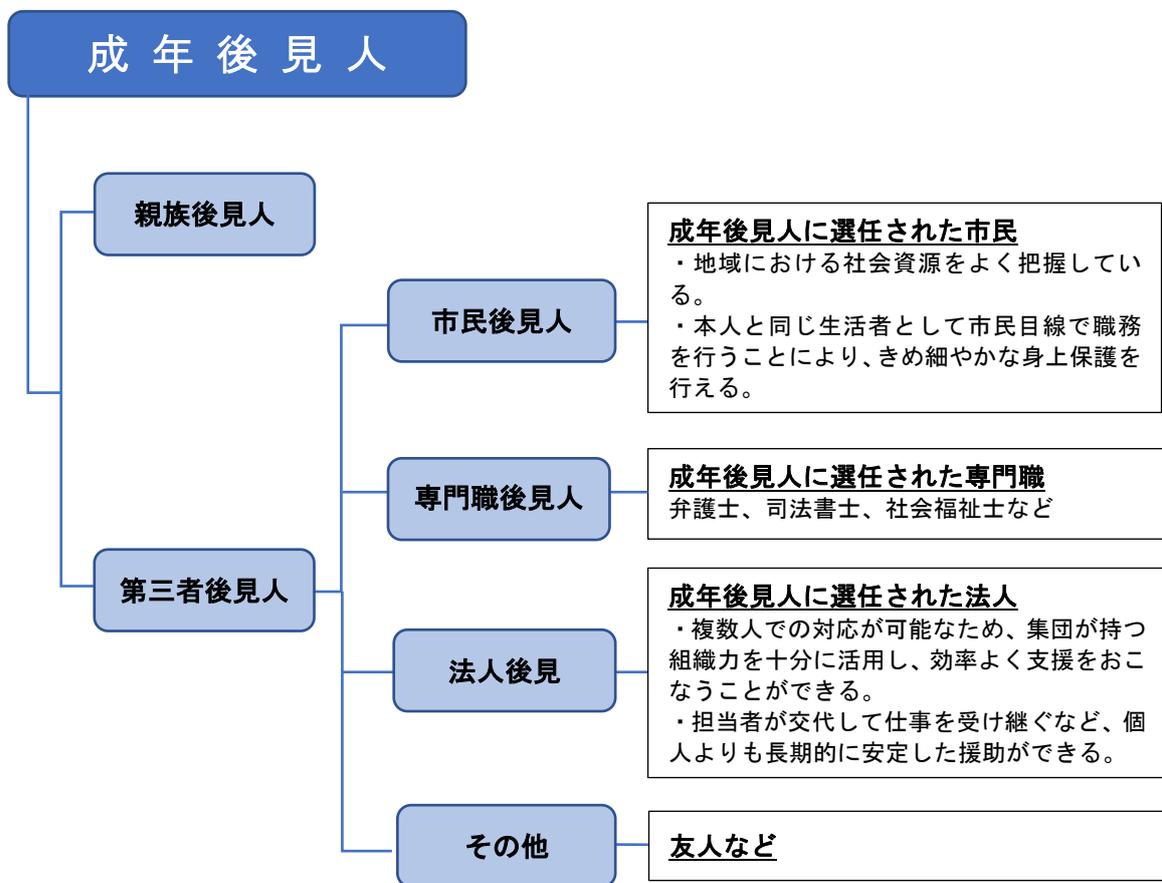
任意後見制度は法定後見制度と異なり、本人に十分な判断能力があるうちに、自ら選任した代理人と契約を結んでおくことができます。

任意後見制度のメリットとして、任意後見人を誰にするか、どんなことをしてもらうか、本人があらかじめ決めておくことで、本人の希望に沿った適切な保護・支援をすることが可能です。

4. 様々な人が成年後見人になることができます

成年後見人には、家族などの親族後見人のほか、第三者である弁護士や司法書士等が就任する専門職後見人、社会福祉協議会や、NPO法人などの法人が就任する法人後見などがあります。

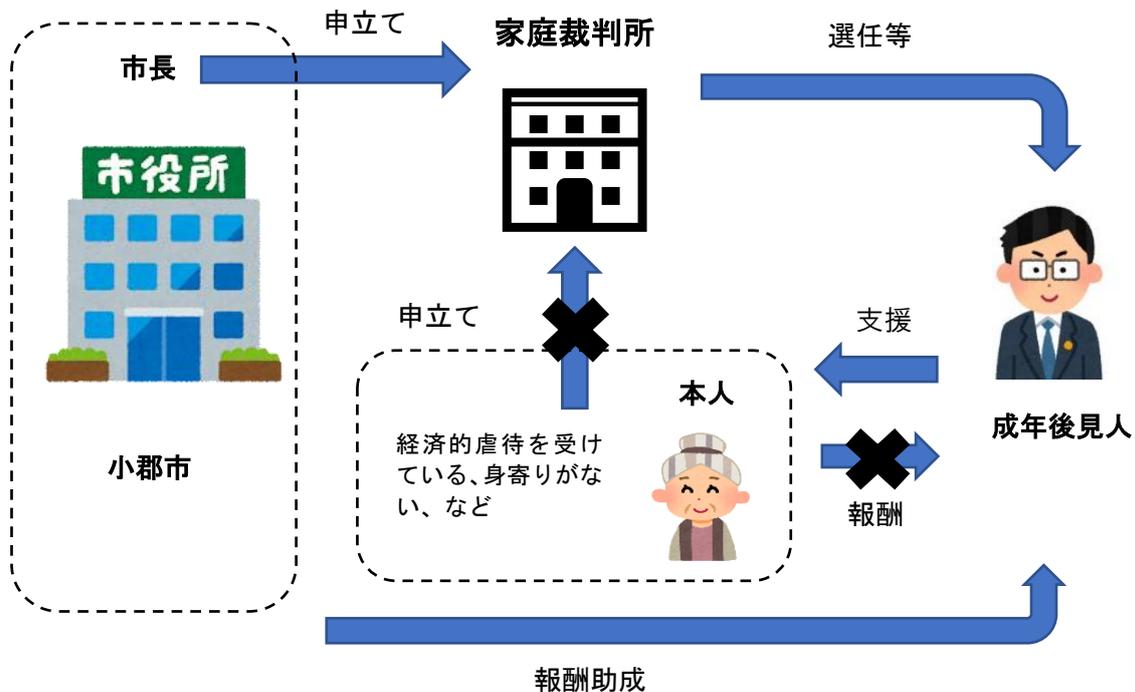
これらに加えて新たな担い手として期待されているのが市民後見人です。市民後見人とは、各自治体が実施する養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識を身につけた市民の中から、家庭裁判所より成年後見人に選任された人のことです。本人と同じ地域で生活している市民であるため、地域における社会資源をよく把握しており、また、市民目線で職務を行うことにより、きめ細やかな身上保護を行うことができます。



5. 市長申立てと報酬助成

市長申立てとは、成年後見制度の利用が必要な状態にあるが、本人が申し立てられず、経済的虐待を受けている・身寄りがない等の事情を抱えている場合に、市長が本人に代わって申立てを行うことができる制度です。本人にとって最も適任だと思われる成年後見人等を家庭裁判所が選任します。

成年後見人等が本人の財産から報酬を受け取ることが難しい場合には、本市が報酬の全て又は一部を助成する制度もあります。



6. 日常生活自立支援事業とは？

「日常生活自立支援事業」は、福岡県社会福祉協議会の委託により、市の社会福祉協議会が行っている福祉サービス利用援助事業です。

成年後見制度の利用には至らないが、判断能力が不十分になりつつある高齢者や、知的障がい・精神障がいの方などが安心して生活が送れるように、利用者と市の社会福祉協議会の契約によって定期的に自宅などに訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

小郡市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置規則

(設置及び目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1に基づく小郡市成年後見制度利用促進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、小郡市成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号の目標を達成するために必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 成年後見制度に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の者
- (5) その他市長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿支援課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。